

# 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更に係る 申請様式が変わります

令和2年1月1日

(一社) 滋賀県トラック協会  
適正化事業課

貨物自動車運送事業法改正により、令和元年11月1日から一般貨物自動車運送事業の事業計画変更に係る申請様式が変更されました。

令和2年1月1日以降は統一様式（滋賀県トラック協会のホームページからダウンロードできます）での申請又は届出が必要となりますのでご注意ください。

なお、変更する事項によって必要となる添付書類が変わりますので、申請書をダウンロードした際には「添付書類」をよくお読み下さい。

なお、運輸支局に提出する部数は基本的に3部となります。

また、今回の改正によって変更された要点は以下のとおりとなります。

## 1. 法人及び役員による宣誓書の添付が必要となります。

事業計画の拡大（営業所や車庫の増設など）を行う場合に必要となります。

統一様式の様式例3がこれにあたります。法人の代表者印だけでなく、役員個人の印を押印する必要があります。

## 2. 営業所と車庫を併設されない場合、添付が必要となる様式があります。

統一様式の様式1-1がこれにあたります。当該様式の中段「営業所と車庫間の距離」から以降で必要な箇所に記載する必要があります。

なお、営業所を増設する場合は様式1-1及び1-2のすべてにおいて記載する必要があります。

## 3. 営業所や車庫等が借入の場合における使用期間が2年以上必要となります。

営業所や車庫等の事業施設が借入の場合、賃貸借契約書等の写しを添付する必要がありますが、賃貸借契約期間は2年以上であることが必要となります。ただし、契約期間が2年未満の場合であっても、契約満了時に自動更新される条項があれば問題ありません。

今回の改正によって申請様式が大きく変更されております。

作成に当たってご不明な点等ございましたら、滋賀県トラック協会適正化事業課までお問い合わせ下さい。

近畿運輸局長 殿  
滋賀運輸支局長 殿

## 宣誓書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)。
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)。
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して收受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

(法人) \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

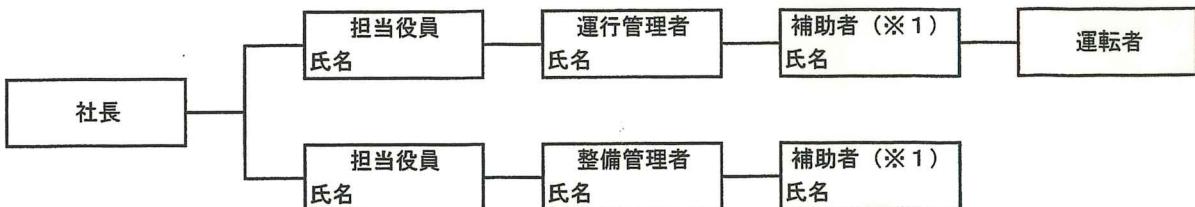
印

代 表 者 \_\_\_\_\_

(役員) 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

## 1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名 :
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定) ・ 勤務時間 ( 時 分 ~ 時 分 ) ・ 休日 ( 日 / 月 )
運行管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

## ○ アルコール検知器の配備計画

設置型 : \_\_\_\_\_ 台

携行型 : \_\_\_\_\_ 台

## ○ 日常点検計画

日常点検場所 : \_\_\_\_\_

日常点検の実施者 : \_\_\_\_\_

## ○ 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)

\_\_\_\_\_ km

## ○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法 : \_\_\_\_\_

## □ 点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

## ・ 営業所と車庫間の運行管理者(補助者)の移動手段及び所要時分

移動手段 :

所要時分 : 分

## ・ 車庫における運行管理者(補助者)の駐在時間

出庫時 ( 時から 時まで )

帰庫時 ( 時から 時まで )

## □ 点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

## ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段 :

所要時分 : 分

## 2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育 (※6) 及び事故処理等の体制

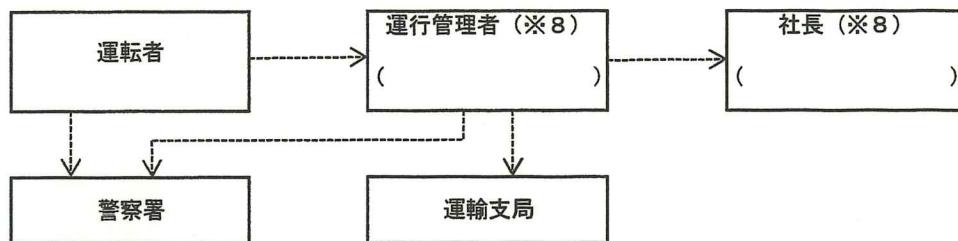
### ○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有 (実施時期 (※7)) ; 箇月以内       無
- 特定の運転者 (事故惹起、初任、高齢) に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無  
 有       該当無し

### ○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有 (実施時期 (※7)) ; 箇月以内       無
- 積載量確認方法  
 計量器による       運送依頼票による

### ○ 事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号)

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) ( )内に連絡先の電話番号を記載する。

### ○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 : \_\_\_\_\_ (役職等 : \_\_\_\_\_)

苦情処理担当者 氏名 : \_\_\_\_\_ (役職等 : \_\_\_\_\_)

### ○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号(平成18年8月31日)による標準靈きゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。

※適用する運送約款の□欄に✓印を入れてください。